

諮問第127号

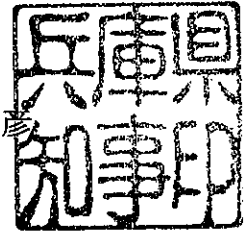
景観審議会

中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）における禁止地域等の指定について（諮問）

屋外広告物条例（平成4年3月27日条例第22号）第4条第1項第12号の規定に基づき、別紙のとおり知事が指定する区域に追加することに関し、景観審議会規則（平成25年9月6日規則第37号）第2条第1項第27号の規定により諮問します。

令和4年2月8日

兵庫県知事 齋藤元彦



(別 紙)

- 1 第1種禁止地域等に追加する高速自動車国道、自動車専用道路
対象道路 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨自動車道）
対象区間 播磨新宮インターチェンジから宍粟ジャンクションの区間
対象区域 路端から1,000メートル以内の区域（用途地域で路端から200メートルを超え1,000メートル以内の区域を除く。）